

塩谷町告示第5号

塩谷町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和6年1月23日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則

令和6年1月23日

規則第1号

塩谷町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則(令和元年規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p><u>第19条</u> 条例第11条_____に規定する町規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p><u>第19条</u> <u>条例第11条の2において準用する給与条例第14条の4に規定する勤勉手当を支給される勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給に関し必要な事項については、常勤職員の例による。</u></p> <p><u>第20条</u> <u>条例第11条及び第11条の2</u>に規定する町規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)</p>

第22条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第23条 (略)

2 条例第18条第2項_____の町規則で定めるパートタイム会計年度任用職員は、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間が15時間30分未満の者(当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間が週によって異なる場合には、1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者)とする。

3 (略)

第24条 条例第18条_____に規定する町規則で定めるパートタイム会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。

(1)・(2) (略)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第25条 (略)

第26条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給)

第27条 (略)

第23条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 (略)

2 条例第18条第2項及び第18条の2の町規則で定めるパートタイム会計年度任用職員は、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間が15時間30分未満の者(当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間が週によって異なる場合には、1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者)とする。

3 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第25条 条例第18条の2において準用する給与条例第17条の4に規定する勤勉手当を支給される勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第26条 条例第18条及び第18条の2に規定する町規則で定めるパートタイム会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。

(1)・(2) (略)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第27条 (略)

第28条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給)

第29条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第28条 (略)

(休暇時の報酬)

第29条 (略)

(条例第23条の規定による会計年度任用職員の給与)

第30条 (略)

(委任)

第31条 (略)

別表(第4条関係)

職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の 級	号級	職務の 級	号級
一般事務員	1	1	1	33
税務徴収嘱託員	1	1	2	17
コミュニティセンター長	1	1	1	33
道の駅支配人	1	1	1	33
保健師A	1	29	1	45
保健師B(5年以上の実務経験を有する者)	2	17	2	33
保健師C(20年以上の実務経験を有する者)	2	69	2	85

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第30条 (略)

(休暇時の報酬)

第31条 (略)

(条例第23条の規定による会計年度任用職員の給与)

第32条 (略)

(委任)

第33条 (略)

別表(第4条関係)

職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の 級	号級	職務の 級	号級
一般事務員	1	1	1	33
税務徴収嘱託員	1	1	2	17
コミュニティセンター長	1	1	1	33
道の駅支配人	1	1	1	33
保健師A	1	29	1	45
保健師B(5年以上の実務経験を有する者)	2	17	2	33
助産師A	1	29	1	45
助産師B(5年以上の実務経験を有する者)	2	17	2	33

助産師A	1	29	1	45
助産師B(5年以上の実務経験を有する者)	2	17	2	33
看護師A	1	17	1	37
看護師B(5年以上の実務経験を有する者)	2	5	2	25
准看護師A	1	13	1	29
准看護師B(5年以上の実務経験を有する者)	2	1	2	17
保育士A	1	13	1	37
保育士B(5年以上の実務経験を有する者)	2	1	2	29
社会福祉士A	1	21	1	45
社会福祉士B(5年以上の実務経験を有する者)	2	9	2	33
介護福祉士A	1	13	1	37
介護福祉士B(5年以上の実務経験を有する者)	2	1	2	25
介護支援専門員A	1	25	1	41
介護支援専門員B(5年以上の実務経験を有する者)	2	13	2	29
相談支援専門員A	1	25	1	41
相談支援専門員B(5年以上の実務経験を有する者)	2	13	2	29
精神保健福祉士A	1	21	1	45
精神保健福祉士B(5年以上の実務経験を有する者)	2	9	2	33

看護師A	1	17	1	37
看護師B(5年以上の実務経験を有する者)	2	5	2	25
准看護師A	1	13	1	29
准看護師B(5年以上の実務経験を有する者)	2	1	2	17
保育士A	1	13	1	37
保育士B(5年以上の実務経験を有する者)	2	1	2	29
社会福祉士A	1	21	1	45
社会福祉士B(5年以上の実務経験を有する者)	2	9	2	33
介護福祉士A	1	13	1	37
介護福祉士B(5年以上の実務経験を有する者)	2	1	2	25
介護支援専門員A	1	25	1	41
介護支援専門員B(5年以上の実務経験を有する者)	2	13	2	29
相談支援専門員A	1	25	1	41
相談支援専門員B(5年以上の実務経験を有する者)	2	13	2	29
精神保健福祉士A	1	21	1	45
精神保健福祉士B(5年以上の実務経験を有する者)	2	9	2	33

精神保健福祉士B(5年以上の実務経験を有する者)	2	9	2	33
理学療法士A	1	29	1	45
理学療法士B(5年以上の実務経験を有する者)	2	17	2	33
作業療法士A	1	29	1	45
作業療法士B(5年以上の実務経験を有する者)	2	17	2	33
歯科衛生士A	1	13	1	37
歯科衛生士B(5年以上の実務経験を有する者)	2	1	2	25
管理栄養士A	1	29	1	45
管理栄養士B(5年以上の実務経験を有する者)	2	17	2	33
栄養士A	1	13	1	37
栄養士B(5年以上の実務経験を有する者)	2	1	2	25
生活支援コーディネーター	1	17	2	29
介護認定調査員	1	17	2	29
介護予防支援員	1	17	2	29
放課後児童クラブ指導員	1	13	2	25
図書館司書	1	1	1	37
図書館司書(免許を有する者)	2	1	2	13

理学療法士A	1	29	1	45
理学療法士B(5年以上の実務経験を有する者)	2	17	2	33
作業療法士A	1	29	1	45
作業療法士B(5年以上の実務経験を有する者)	2	17	2	33
歯科衛生士A	1	13	1	37
歯科衛生士B(5年以上の実務経験を有する者)	2	1	2	25
管理栄養士A	1	29	1	45
管理栄養士B(5年以上の実務経験を有する者)	2	17	2	33
栄養士A	1	13	1	37
栄養士B(5年以上の実務経験を有する者)	2	1	2	25
生活支援コーディネーター	1	17	2	29
介護認定調査員	1	17	2	29
介護予防支援員	1	17	2	29
放課後児童クラブ指導員	1	13	2	25
図書館司書	1	1	1	37
図書館司書(免許を有する者)	2	1	2	13
地域おこし協力隊員	1	21	1	37
社会教育指導員	1	17	1	37

地域おこし協力隊員	1	21	1	37
社会教育指導員	1	17	1	37
教育支援コーディネーター	1	9	1	25
運転手	1	1	1	25
学校用務員	1	1	1	17
清掃員	1	1	1	17
廃棄物監視員	1	17	1	17
陸砂利監視員	1	29	1	29
学校講師	2	33	2	45
学校指導助手	2	1	2	13
学校指導助手(免許を有する者)	2	13	2	25
学校司書	1	1	1	37
学校司書(免許を有する者)	2	1	2	13

教育支援コーディネーター	1	9	1	25
運転手	1	1	1	25
学校用務員	1	1	1	17
清掃員	1	1	1	17
廃棄物監視員	1	17	1	17
陸砂利監視員	1	29	1	29
学校講師	2	33	2	45
学校指導助手	2	1	2	13
学校指導助手(免許を有する者)	2	13	2	25
学校司書	1	1	1	37
学校司書(免許を有する者)	2	1	2	13
子ども家庭支援員	1	13	1	29
子ども家庭支援員(5年以上の実務経験を有する者)	2	1	2	25
作業員	1	1	1	17
教員業務支援員	1	1	1	21

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。